

## 湯沢町観光戦略会議規約

(名称)

第1条 この会の名称は、湯沢町観光戦略会議（以下「戦略会議」という。）とする。

(目的)

第2条 戦略会議は、湯沢町観光振興計画（2022-2031）（以下「観光振興計画」という。）の推進にあたり、計画の進捗を管理し、事業を評価し、状況に合わせた戦略を検討するために必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 戦略会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 観光振興計画に掲げた事業の進捗に関する事。
- (2) 観光振興計画に掲げた事業の評価に関する事。
- (3) 観光振興計画に掲げた事業の検討に関する事。
- (4) その他戦略会議が必要と認める事。

(委員)

第4条 戦略会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 観光振興計画策定委員
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、5年とする。ただし、欠員、異動等により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第6条 戦略会議に、次の役員を置く。

- (1) 座長 1名
- (2) 副座長 1名

2 座長は、学識経験者をもって充てる。

3 副座長は、湯沢町観光まちづくり機構の代表理事をもって充てる。

(役員 の 職務)

第 7 条 座長は、戦略会議を代表し、会務を統括する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、座長の職務を代理する。

(会議 の 運営等)

第 8 条 戦略会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 会議で決議した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。
- 7 会議は、原則非公開で行う。会議に関する情報は、湯沢町のホームページ等を利用して公表する。

(事務局)

第 9 条 戦略会議は、戦略会議の運営に関する事務を行うため、湯沢町産業観光部観光商工課内に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

(解散 の 場合 の 措置)

第 10 条 戦略会議の決議に基づいて解散する場合は、委員総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

(規約 の 変更等)

第 11 条 この規約を変更するときは、委員総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

- 2 この規約に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

# 案

資料 1

附 則

この規約は、令和 4 年 月 日から施行する。